事例No.	180
公表年度	H29
団体の属性	町村
団体名	宮城県女川町

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・公共施設等総合管理計画 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	最適化

事例内容・タイトル

震災を契機とした処理区域の見直し（合併処理浄化槽）

出典

経営戦略策定ガイドライン（下水道事業・先進的取組事例集）

○ 事例名等

事例名	震災を契機とした処理区域の見直し
団体名	宮城県 女川町
事業名	公共・漁集・特排

○ 人口・面積・密度

規模データ	人口 人	面積 ha	密度 人/ha
行政区域内	7,012	6,535	1.1
処理区域内（公共）	4,996	196	25.5
処理区域内（漁集）	247	4	61.8
処理区域内（特排）	1,188	1	1,188.0

1. 背景等

①取組みの背景（きっかけ）

東日本大震災に伴う津波により、公共下水道及び漁業集落排水施設、共に甚大な被害を受けた。

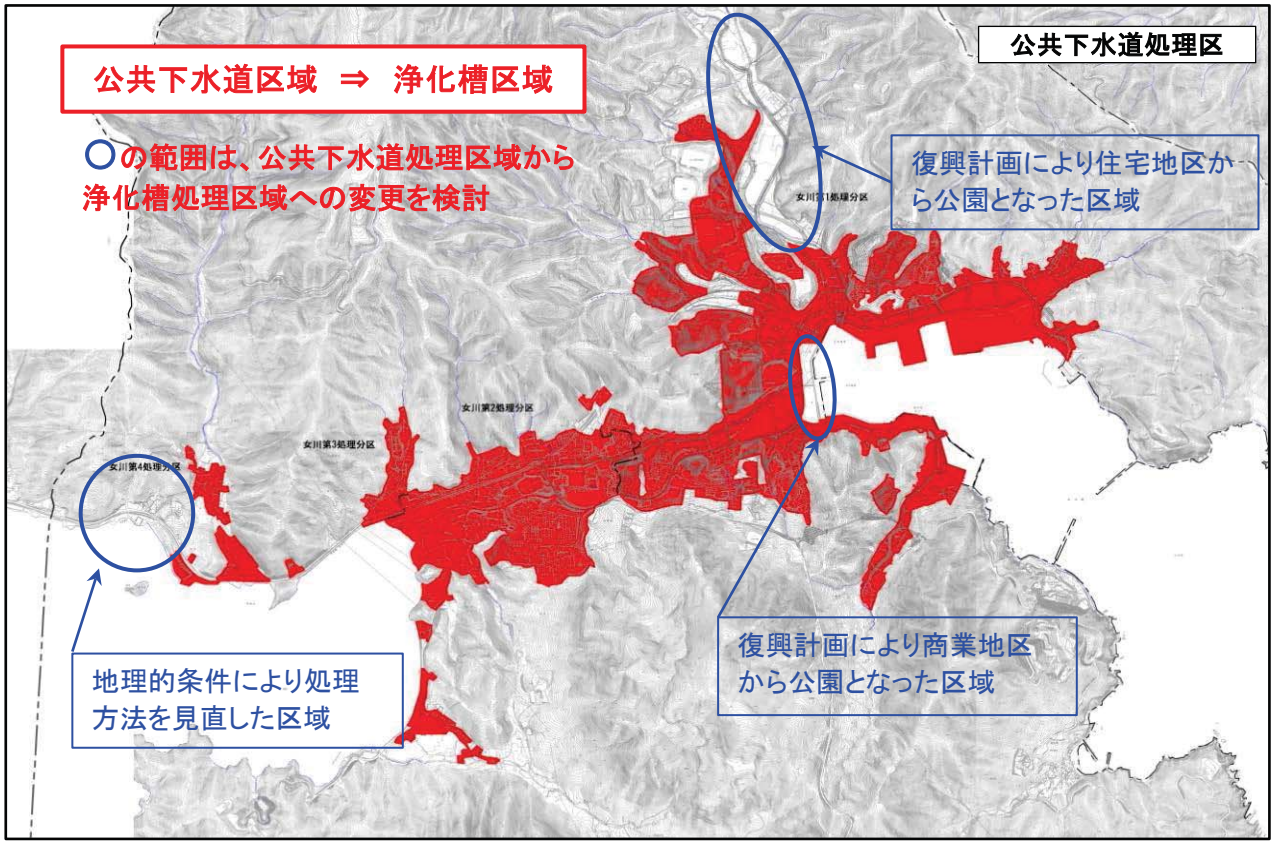
公共下水道については、平成8年度から整備を行っていた管路施設のうち約57%が被災したが、復興計画に合せた復旧が必要となり、被災を受けていないエリアを含めた下水道区域全体を見直すことになった。

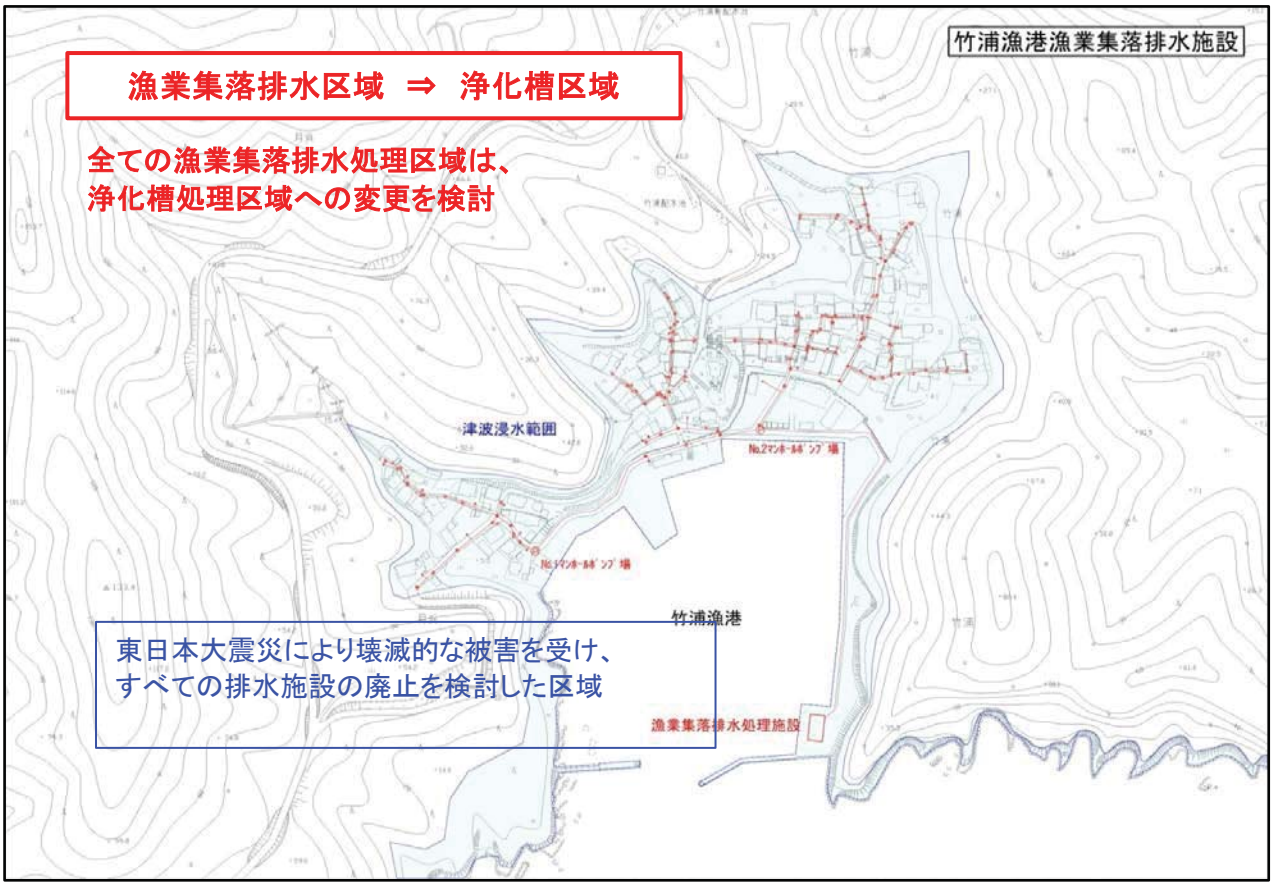
また、漁業集落排水については、事業を行っていた2地区（竹浦地区、小屋取・塚浜地区）の管路施設及び処理施設、共に甚大な被害を受けたが、対象世帯の大幅な減少と高台移転が基本方針の復興計画に基づき、被災施設の復旧は不可能と判断し、漁業集落排水事業は廃止する方向で検討することになった。

2. 内容、効果額等

①事業の内容

公共下水道処理区域及び漁業集落排水処理区域から浄化槽処理区域への変更を検討した。




竹浦漁港漁業集落排水施設
漁業集落排水区域 ⇒ 浄化槽区域
全ての漁業集落排水処理区域は、
浄化槽処理区域への変更を検討
津波浸水範囲
竹浦漁港
東日本大震災により壊滅的な被害を受け、
すべての排水施設の廃止を検討した区域
漁業集落排水処理施設


小屋取･塚浜漁港漁業集落排水施設
漁業集落排水区域 ⇒ 浄化槽区域
全ての漁業集落排水処理区域は、
浄化槽処理区域への変更を検討
漁業集落排水処理施設
塚浜漁港
津波浸水範囲
小屋取漁港
津波浸水範囲
東日本大震災により壊滅的な被害を受け、
すべての排水施設の廃止を検討した区域

2. 内容、効果額等（つづき）

②施設等の状況

【取組前】
・流域関連公共下水道（北上川下流東部処理区）
処理区域内面積：364ha
管路延長：51km
ポンプ場：13ヶ所（マンホールポンプ形式）
・漁業集落排水（竹浦、小屋取・塚浜処理区）
処理区域内面積：4ha
管路延長：5km
処理施設：2ヶ所
ポンプ場：6ヶ所（マンホールポンプ形式）
・浄化槽：420基
処理区域内面積：6,167ha

【取組後】
・流域関連公共下水道（北上川下流東部処理区）
処理区域内面積：269ha
管路延長：64km
ポンプ場：17ヶ所（マンホールポンプ形式）
・浄化槽：455基
処理区域内面積：6,266ha

③効果額

ⅰ 施設関連
・処理施設増減数：2ヶ所減
・ポンプ場増減数：2ヶ所減
・浄化槽増減数：6基増

ⅱ 効果額
・浄化槽設置費用：0.3億円
・処理施設撤去に係る費用：0.1億円
・処理施設減による削減効果額（50年間で計算）
維持管理費：4.5億円の減、建設改良費：4.6億円の減（H58年以降更新予定）
⇒ 年間0.2億円の削減効果を実現

3. 検討過程等

①スケジュール

H23.3.11 東日本大震災発生　女川町：震度6弱、津波18m
公共下水道：整備済延長の57%被災　漁業集落排水：2地区の処理施設全壊
H23.9月 女川町復興計画の公表
H23.12月 災害査定（公共下水道）
H24.3月 漁業集落排水施設の財産処分申請（災害報告書により農林水産大臣へ提出）
H24.6月 漁業集落排水処理施設の取り壊し（竹浦地区、小屋取・塚浜地区）
H24.7月 事業計画策定業務をコンサルタント会社へ発注（復興計画に基づく処理区域の拡大）
H24.12月 公共下水道の財産処分申請（国土交通大臣へ提出）
H25.1月 復興まちづくり説明会で、下水道計画の変更を説明（下水道処理区域の拡大）
H25.3月 女川町都市計画審議会において、下水道処理区域の変更を説明
H25.3月 下水道事業認可の変更（復興計画に基づく処理区域の拡大：316ha ⇒ 364ha）
H26.6月 事業計画策定業務をコンサルタント会社へ発注（下水道処理区域の縮小を検討）
H27.9月 下水道処理区域を縮小するエリア住民に個別訪問により説明し、全世帯承諾
H28.4月～ 復興まちづくり説明会で、下水道処理区域の変更を説明（下水道処理区域の縮小）
（予定） 下水道事業認可の変更（下水道処理区域の縮小：364ha ⇒ 269ha）

3．検討過程等（つづき）

②自治体外部の有識者の活用

下水道処理区域の見直しを含めた事業計画策定業務をコンサルタント会社へ発注

③住民への説明

住民を対象とした復興まちづくり説明会で、下水道処理区域の変更を説明

4．今後の課題・考慮すべき点

今回の下水道処理区域の縮小エリアで、復興計画により公園となった区域については、居住している住民がいないため、特に問題は無かった。

しかし、もう一方の地理的条件により見直した区域（大沢地区）ついては、下水道工事の開始にあたり行った住民説明会で下水道処理区域と説明していたため、どのような形で、浄化槽処理区域への変更を周知するかが大きな課題であったが、狭いエリアであったことが幸いし、個別訪問を行うことでき、変更するに至った経緯を説明し、住民の疑問点に対して丁寧に回答することで、全世帯の承諾を得ることができた。